

第72回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社セキチュー

証券コード 9976

日時 2023年5月18日（木曜日）
午前11時

場所 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎
3階あかぎ

株主総会ご出席者への「お土産」の配布を行いませんのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
事業報告	10
計算書類	27
監査報告書	44

証券コード 9976

2023年4月28日

(電子提供措置の開始日2023年4月25日)

株 主 各 位

群馬県高崎市倉賀野町4531番地1

株式会社セキチュー

代表取締役社長 関 口 忠 弘

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第72回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sekichu.co.jp/>

電子提供措置事項は東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供制度を取っております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネットによる議決権行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、その方法につきましては、3ページおよび4ページに記載の、「議決権行使についてのご案内」をご高覧の上、2023年5月17日(水)午後6時までには、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、株主の皆様におかれましては、各種感染症の状況を鑑み、事前の議決権行使を推奨いたしません。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月18日（木曜日）午前11時（受付開始予定午前10時30分）
2. 場 所 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎 3階あかぎ
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第72期（2022年2月21日から2023年2月20日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

議案の概要は、後記の「株主総会参考書類」（5頁）に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化と安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

第72期の期末配当金につきましては、物価高騰の社会情勢を踏まえて、株主様への利益還元を一層充実させるべく、普通配当20円に特別配当10円を加え、1株あたり30円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円（うち、普通配当20円、特別配当10円）
総額161,578,740円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月19日といたします。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	せき ぐち ただ ひろ 関 口 忠 弘 (1971年6月23日)	2001年2月 当社入社 2006年11月 HC店舗運営統括部長兼専門店統括部長 2007年5月 取締役HC店舗運営統括部長兼専門店統括部長 2008年3月 取締役商品統括部長 2008年8月 代表取締役常務商品統括部長 2009年3月 代表取締役常務 2014年2月 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 有限会社サウス企画 代表取締役社長	165,055株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>関口忠弘氏は、店舗運営、専門店、商品業務に関する豊富な知識と経験を有し、2014年2月からは代表取締役社長として当社事業運営の陣頭指揮をとり、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等を適切に果たしております。当社の経営のために引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	は せ が わ よ し ひ と 長谷川 義 仁 (1957年1月1日)	2000年6月 株式会社コメリ 取締役人事部長 2008年7月 同社取締役執行役員商品本部長 2009年6月 同社取締役退任 2012年5月 当社取締役 2015年5月 当社専務取締役（現任）	5,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長谷川義仁氏は、ホームセンター経営に関する豊富な知識と経験を有し、専務取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。当社の経営強化のために、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	つち だ もと あき 土 田 一 聡 (1970年 7 月 22日)	1994年 3 月 株式会社ジョイフル本田入社 2003年 9 月 株式会社島忠入社 2013年 9 月 当社入社 2016年 1 月 当社執行役員商品部長 2018年 5 月 当社取締役執行役員商品部長 2019年 7 月 当社取締役執行役員店舗運営部長 2020年 2 月 当社取締役執行役員店舗運営担当兼商品担当 2021年 8 月 当社取締役執行役員商品部長 (現任)	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 土田一聡氏は、商品部の業務に長く携わり、また店舗経営に関する豊富な知識と経験も有し、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。当社の経営強化のため引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	しも どり もり まさ 霜 鳥 守 雅 (1970年 8 月 8 日)	1994年 3 月 株式会社コメリ入社 2016年 3 月 当社入社 2017年 8 月 当社執行役員総務人事部長兼能力開発室長 2018年 1 月 当社執行役員管理部長 2020年 5 月 当社取締役執行役員管理部長 (現任) (重要な兼職の状況) アトム総業株式会社 監査役	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 霜鳥守雅氏は、人事、能力開発、総務の業務に長く携わり、人事政策はじめ管理業務全般に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営強化のため引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	くぎ しま のぶ ひろ 釘 島 伸 博 (1950年2月12日) <u>社外取締役</u>	1993年4月 弁護士登録 2017年4月 群馬県弁護士会会長 2018年5月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人釘島総合法律事務所代表	一株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 釘島伸博氏は、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。業務を行う経営陣から独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 関口忠弘氏は当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の子会社等である有限会社サウス企画において代表取締役社長であります。
 - 釘島伸博氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定して届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
 - 釘島伸博氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
 - 釘島伸博氏の兼職先である弁護士法人釘島総合法律事務所は当社と顧問契約を結んでおり、当事業年度において、当社は顧問弁護士報酬等120万円を支払っておりますが、その他特別な利害関係はありません。
 - 当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、現行定款第22条において会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。釘島伸博氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で、役員賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役小松原卓氏は辞任しますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、選任される監査等委員である取締役の任期は、当社定款第20条第3項の規定により、退任した監査等委員である取締役の残任期間である2024年（第73回）定時株主総会終結の時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、監査等委員である取締役候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
わた なべ のり ゆき 渡 辺 紀 幸 (1960年2月11日) 新任 社外取締役	1983年4月 株式会社群馬銀行入行 2015年6月 同行 執行役員コンプライアンス部長 2016年6月 同行 執行役員人事部長 2018年6月 同行 常勤監査役 ぐんぎん証券株式会社 監査役（非常勤） 2022年6月 株式会社群銀カード 代表取締役社長（現任）	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>渡辺紀幸氏は、金融機関における経験と知識、企業経営者としての経験を有しており、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、監査等委員である取締役候補者とするものであります。その経歴を通じて培われた幅広い見識を、当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化に活かすことを期待しております。</p>		

- (注) 1. 渡辺紀幸氏が代表取締役である株式会社群銀カードと弊社はクレジットカード決済等において通常の取引関係にあります。
2. 候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、現行定款第22条において会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。渡辺紀幸氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、役員賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

事業報告

(2022年2月21日から
2023年2月20日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による制限が緩和され、社会経済活動正常化に向けた動きが見られました。しかしながら、不安定なウクライナ情勢や円安基調の経済情勢を背景に、原材料価格及びエネルギー価格は上昇を続けており、先行きは不透明な状態が続いております。

ホームセンター業界におきましても、業態を超えた顧客獲得競争がますます激化する中、消費者の節約志向、人件費や物流コストの増加等、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況のもと、当社は、「全員参加」～皆で地域密着型の安心・安全なインフラ店舗をつくろう～を当事業年度のテーマに掲げ、コロナ禍を乗り越える為、また激しく変化する社会に対応し、お客様にとって無くてはならない、安心・安全な店舗をつくる為、全従業員一丸となって取り組んでまいりました。

当事業年度も、まずはコロナ禍でのお客様の需要に応えるべく、従業員のマスク着用や定期的な消毒の実施など、安全対策を最優先としながら営業活動を実施してまいりました。

店舗政策におきましては、前事業年度に引き続き、複数店舗で改装を実施し、ペット売場のリニューアルやセルフレジの導入、防犯カメラの増設等を行うことで、お客様により楽しく、安心・安全にご利用いただける店舗へと変更いたしました。

当事業年度の売上高は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用により、主にペット生体部門で大きく減少しましたが、リフォーム・エクステリア部門や、建築資材部門、農業資材部門等が好調に推移しました。

商品部門別には「DIY用品」は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の影響でペット生体部門の売上高が減少しましたが、リフォーム部門、建築資材部門等が好調に推移し、売上高は156億3百万円となりました。

「家庭用品」は、家庭用品部門・収納部門等が低調に推移し、売上高は92億9千6百万円となりました。

「カー用品・自転車・レジャー用品」は、レジャー・スポーツ部門が、前事業年度のアウトドア用品需要の反動減から低調な推移でしたが、サイクル部門、カー用品部門、灯油部門が好調に推移し、売上高は49億1千1百万円となりました。

「その他」の部門は、ピットサービス等が好調に推移し5億9百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は303億2千1百万円、営業利益は7億5千1百万円、経常利益は8億7百万円、当期純利益は4億7千7百万円となりました。

なお、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しております。前事業年度との比較はしておりませんが、当事業年度の実績値と前事業年度の実績値を単純比較した場合の増減率は、売上高は前年同期比2.6%減、営業利益は前年同期比30.4%増、経常利益は前年同期比24.8%増、当期純利益は前年同期比159.9%増となります。

商品部門別売上高

(単位：千円)

商品部門別	期 別	第 71 期 (2022年 2 月期)		第 72 期 (2023年 2 月期)		前期比
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
			%		%	%
D I Y 用 品		16,169,708	51.9	15,603,699	51.5	—
家 庭 用 品		9,650,621	31.0	9,296,351	30.6	—
カー用品・自転車・レジャー用品		4,934,645	15.9	4,911,990	16.2	—
そ の 他		365,142	1.2	509,061	1.7	—
合 計		31,120,118	100.0	30,321,103	100.0	—

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、前期比は記載しておりません。

2 ホームセンター事業の各部門の構成内容は次のとおりであります。

- (1)DIY用品 ……………木材、石材、建築資材、リフォーム、エクステリア、D I Y、ワーキング、園芸、農業資材、植物、ペット、電材等
- (2)家庭用品……………家庭用品、日用品、インテリア用品、収納用品、家電品等
- (3)カー用品・自転車・レジャー用品
……………カー用品、自転車、レジャー用品、飲料、文具、カウンター、灯油等
(カー用品専門店、自転車専門店を含む)
- (4)その他……………ピット工賃等店舗受取手数料、ダイソー等

2. 対処すべき課題

今後の経済につきましては、少子高齢化、人口減少による市場規模の縮小や人手不足の深刻化、また感染症や地政学上のリスクの継続によるエネルギー及び原材料価格の上昇等の影響など不透明な要素を含んだ状況で推移していくものと予想されます。このような状況のもと、当社は「暮らしもっと楽しく 快適な住まいづくりのお手伝い」をスローガンに掲げ、お客様満足度向上を実現するため、以下の重点課題に取り組んでまいります。

(1) 営業力の強化

業態を越えた激しい競争の中、ホームセンター業界の寡占化の進行による淘汰、再編が進むことが予想されます。このような経営環境のもと、当社におきましては、地域のお客様に支持される品揃え・品質・価格とサービスを提供できる「地域一番店」を目指してまいります。また、「地域のインフラ」としてお客様の生活基盤を支える責務と地域社会への貢献が果たせるよう取り組んでまいります。

営業対策におきましては店舗改装による品揃えや設備の見直しを進め、地域のお客様の暮らしのニーズやアフターコロナの行動変化に柔軟に対応した店舗づくりを進めてまいります。また、ホームセンターの強みを生かし、園芸、金物・資材・DIY用品、ペット、サイクル、リフォームなど品揃えの再構築を進めてまいります。

サービス面におきましては、キャッシュレス決済の推進、セキチューカード、アプリの会員獲得によるお客様の利便性向上を図ってまいります。

カー用品専門店におきましては、商品構成の見直しと作業レベル向上による安心・安全な車検、ピットサービスの強化を図ってまいります。

自転車専門店におきましては、地域に密着した品揃えと店舗オペレーションの再構築を行ってまいります。

インターネット通販事業におきましては、お客様の利便性向上のため、販売網と品揃えの拡充に努め、成長分野における売上拡大を図ってまいります。

(2) 出店用地の確保および店舗施設の有効活用

計画的な新規出店を進めていくため、出店用地の選定と開発を積極的に行い、新規物件の確保に最善を尽くしてまいります。一方、更なる成長と収益力の向上を図るため、テナントへの賃貸も含めた商業集積施設として店舗施設を有効活用してまいります。

(3) 経営の効率化

継続的な成長を確固たるものにするため、店舗作業の軽減、物流の効率化など、業務の改善を行い、競争力の強化と経営の効率化を推進してまいります。

(4) 人材の育成

商品知識の習得や、次世代人材の育成、業務改善活動「QCサークル」の推進などを進めてまいります。また労災の防止や長時間労働の是正など、安全で働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組んでまいります。

3. 設備投資および資金調達の状況

(1) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、総額4億4千8百万円であります。主なものは、ペット生体売場の増床、店舗の内装・空調・照明設備の改修等による建物の取得、駐車場の舗装の修繕による構築物の取得、POSサーバの入替更新、店舗改装に伴う陳列什器等の工具、器具および備品等の取得であります。

(2) 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、自己資金を充当いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 69 期 (2020年 2 月期)	第 70 期 (2021年 2 月期)	第 71 期 (2022年 2 月期)	第 72 期 (2023年 2 月期)
営 業 収 益 (千円)	30,736,654	32,516,682	31,745,262	30,943,970
経 常 利 益 (千円)	545,133	1,023,566	646,908	807,442
当 期 純 利 益 (千円)	288,748	626,249	183,746	477,603
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	53.61	116.27	34.12	88.67
総 資 産 (千円)	17,349,697	18,229,326	18,436,830	18,489,054
純 資 産 (千円)	9,731,679	10,342,178	10,297,775	10,648,136

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づき算出しております。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

10. 主要な事業内容

当社の主要な事業、および販売部門と販売品目は次のとおりであります。

(1) ホームセンター事業

木材・石材・建築資材部門

……木材、木工品、石材、建築資材等

リフォーム・エクステリア部門

……住宅関連用品、住宅設備機器、給排水資材、水道用品、ハウス、物置、リフォーム事業等

D I Y・ワーキング部門

……金物、工具、塗料、接着剤、ワーキング等

園芸・農業資材部門

……農業資材、園芸用品、肥料、用土等

植 物 部 門……………野菜、植物、切花、種、球根等

ペット部門……………愛玩動物、ペット用品、ペットフード等

家電・電材部門……………家電品、電材等

家庭用品部門……………キッチン用品、バス・トイレ用品等

日用品部門……………ヘルス&ビューティー、そうじ用品、洗剤、消耗品等

インテリア・収納部門

……インテリア用品、寝具、内装材、収納用品等

カー用品部門……………タイヤ、オイル、バッテリー、車検、ピットサービス等

自 転 車 部 門……………自転車、自転車用品等

レジャー・飲料部門

……レジャー用品、スポーツ用品、酒類、飲料等

文具・カウンター部門

……文具、玩具、オフィス用品、カウンターサービス等

その他

……ダイソー商品、灯油、たばこ等

(2) 不動産賃貸事業

当社が保有・管理する不動産の賃貸、商業施設の企画・建設および運営管理

11. 主要な事業所

(1) 本 社 群馬県高崎市

(2) 店 舗

① ホームセンターセキチュー (24店舗)

都 県 名	店 舗 名
群 馬 県 (11店舗)	高崎店・高崎矢中店・前橋関根店・前橋駒形店・富岡店・安中店・大間々店・藤岡インター店・桐生南店・伊勢崎茂呂店・沼田恩田店
埼 玉 県 (7店舗)	花園インター店・上尾店・狭山北入曽店・熊谷小島店・川越南古谷店・東松山高坂店・せんげん台西店
栃 木 県 (2店舗)	鹿沼店・宇都宮駒生店
千 葉 県 (2店舗)	柏の葉十余二店・流山おおたかの森店
東 京 都 (1店舗)	鶴川店
長 野 県 (1店舗)	上田菅平インター店

② カー用品専門店オートウェイ (3店舗)

県 名	店 舗 名
群 馬 県 (3店舗)	高崎店・富岡バイパス店・大間々店

③ 自転車専門店サイクルワールド (3店舗)

都 県 名	店 舗 名
東 京 都 (2店舗)	新小岩店・南千住店
埼 玉 県 (1店舗)	戸田公園駅東口店

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	274名	△6名	43.2才	16.4年
女 性	29	△3	36.0	11.8
合計または平均	303	△9	43.1	16.0

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員を含めておりません。
 なお、当期中の平均雇用人数（パート・アルバイトは8時間換算）は、嘱託社員57名、パート社員316名、アルバイト社員129名であります。

13. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	600,000千円
株 式 会 社 足 利 銀 行	300,000

Ⅱ 株式に関する事項

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1. 発行済株式の総数 | 5,586,150株
(自己株式200,192株を含む。) |
| 2. 単元株式数 | 100株 |
| 3. 株主数 | 941名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
有限会社サウス企画	2,507,500 ^株	46.56 [%]
セキチュール取引先持株会	528,400	9.81
アトム総業株式会社	285,160	5.29
株式会社しまむら	275,000	5.10
関口忠弘	165,055	3.06
関口礼子	163,103	3.02
株式会社群馬銀行	152,600	2.83
セキチュール従業員持株会	112,487	2.08
関口完	90,246	1.67
舟山弘子	80,448	1.49

(注) 持株比率は、自己株式(200,192株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2023年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	関 口 忠 弘	有限会社サウス企画代表取締役社長
専 務 取 締 役	長 谷 川 義 仁	
取 締 役	土 田 一 聡	商品部長
取 締 役	霜 鳥 守 雅	管理部長 アトム総業株式会社監査役
取 締 役	釘 島 伸 博	弁護士法人釘島総合法律事務所代表
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	高 木 宏	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	原 口 博	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 松 原 卓	

- (注) 1. 取締役釘島伸博氏、高木宏氏、原口博氏および小松原卓氏の4名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役釘島伸博氏、高木宏氏、原口博氏および小松原卓氏の4名は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員原口博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は2022年5月11日開催の第71回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
5. 2022年5月11日開催の第71回定時株主総会において、高木宏氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門との連携強化を図るとともに、監査の実効性を確保するため、取締役（監査等委員）高木宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 久住昌和氏は2022年5月11日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、監査役を退任されました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております

3. 役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、役員賠償責任保険契約を締結しております。当社の取締役、監査等委員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金および争訟費用等を補填します。ただし、当該保険契約においては法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は当社が全額負担しております。

4. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	臨時賞与	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	138,019 (3,800)	130,119 (3,600)	— (—)	7,900 (200)	— (—)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,900 (9,900)	9,000 (9,000)	— (—)	900 (900)	— (—)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	2,550 (2,550)	2,550 (2,550)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	150,469 (16,250)	141,669 (15,150)	— (—)	8,800 (1,100)	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2022年5月11日開催の第71回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（うち社外取締役1千万円以内）（使用人給与相当額を除く）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年5月11日開催の第71回定時株主総会において、年額2千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

5. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額は、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、業績貢献度、経営状況、経済情勢等を考慮の上、決定しております。取締役（監査等委員であるものを除く）の具体的な報酬等の額につきましては、各取締役（監査等委員であるものを除く）の職責や成果を熟知している代表取締役社長関口忠弘氏が、取締役会の一任を受け、株主総会で決議された金額の範囲内で決定しております。尚、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等は、固定報酬のみとし、月毎に支払いをします。

臨時賞与につきましては、報酬等の決定方針は定めておりませんが、当事業年度において業績が

順調に推移したことから、取締役会において臨時賞与を支給することを決議し、社員に対する同賞与の支給水準を勧案し、支給額を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬額が、代表取締役社長への委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勧案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役釘島伸博氏の兼職先である弁護士法人釘島総合法律事務所は当社と顧問契約を結んでおり、当事業年度において、当社は顧問弁護士報酬120万円を支払っておりますが、その他特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	釘島伸博	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、主に経験豊富な法律の専門的見地から、当社経営陣の業務執行に関する適切な発言を行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	高木宏	2022年5月11日に就任後、当事業年度開催の取締役会の13回のうち10回と監査等委員会のすべて（10回）に出席し、主に危機管理の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	原口博	当事業年度開催の取締役会の13回中12回と監査役会のすべて（3回）監査等委員会10回中9回に出席し、主に公認会計士の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小松原卓	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（3回）監査等委員会のすべて（10回）に出席し、主に経営的な見地ならびに金融分野の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

21,000千円

(2) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、法令および定款・社内規程を遵守するとともに、業務分掌の明確化と権限行使の適正化を図る。また、監査等委員を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能を充実する。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として本社および各店舗に対して監査を実施し、不正過誤の防止と業務の改善・指導および規程の充実・具体化に努める。

法的判断を要する案件については、速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制を整備する。また、コンプライアンス体制を推進するために、内部通報制度を構築し、通報窓口を社内および社外に設置して匿名での通報を受けるとともに、通報者に対する不利益な取扱いの防止を保証する。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、文書種別に保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を整備し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、代表取締役指揮下に対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことで、損失の拡大を防止する体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確保する。また、取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関する重要事項についての審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (5) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査等委員を補助すべき使用人は配置していないが、監査等委員から求められた場合は、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。その際、補助業務にあたる使用人は、監査等委員の指示命令に従い職務を行う。また、当該使用人の任命・異動等を行う場合は、監査等委員に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役および使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を受けるほか、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に、その説明を求める。また、内部監査室から、定期的に内部監査状況を報告する。その他、監査等委員監査のために求められた報告事項について、速やかに対応する体制を整備する。

- (7) 監査等委員に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の役員・使用人に対し、監査等委員に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員・使用人に周知徹底する。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支払い等の処理を行う。

- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、監査等委員会規則に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力から接触を受けたときは、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携し、組織的に対処する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を企業行動基準に明記し、法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動は行わない。また、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与を排除する。

当社は、群馬県企業防衛対策協議会に加盟し、他所轄警察署および株主名簿管理人から関連情報を収集し、不測の事態に備えて最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する対応は、管理部が総括し、必要に応じて外部機関と連携して対処する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、上記方針に基づいた取り組みを行っており、内部統制システムの体制、運用状況に関して、監査等委員・内部監査室がモニタリングを行い、重要な不備がないか確認を行っております。

また、法令、経営環境の変化に対応して見直しを実施し、効果的な体制の整備、運用を行っております。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

VII 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置づけ、経営基盤の強化と安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。また、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応するべく、店舗の新設や既存店の活性化の為に改装、システム投資などに有効に活用し、売上・利益の拡大を図ってまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、従来予定していた1株当たり20円の普通配当に当社の業績や物価高等の社会情勢を踏まえた特別配当10円を加え、1株当たり30円の配当を予定しております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当につきましては、原則株主総会にお諮りし、決定することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,783,817	流動負債	7,072,724
現金及び預金	853,187	買掛金	4,623,686
売掛金	857,535	短期借入金	900,000
商成品	6,673,669	未払金	610,105
貯蔵品	22,706	未払費用	177,346
前払費用	150,909	未払法人税等	142,158
その他	225,808	預り金	30,199
固定資産	9,705,237	賞与引当金	78,175
有形固定資産	5,128,448	契約負債	344,220
建物	2,448,016	資産除去債務	15,254
構築物	267,228	その他	151,578
機械及び装置	33,683	固定負債	768,192
車両運搬具	4,598	役員退職慰労引当金	53,453
工具、器具及び備品	422,563	資産除去債務	363,896
土地	1,923,243	繰延税金負債	72,077
建設仮勘定	29,113	その他	278,765
無形固定資産	257,366	負債合計	7,840,917
借地権	134,389	純資産の部	
ソフトウェア	47,014	株主資本	10,483,506
その他	75,962	資本金	2,921,525
投資その他の資産	4,319,422	資本剰余金	3,558,349
投資有価証券	491,921	資本準備金	3,558,349
長期前払費用	151,945	利益剰余金	4,209,563
差入保証金	3,256,777	利益準備金	272,952
繰延税金資産	399,443	その他利益剰余金	3,936,611
その他	19,334	繰越利益剰余金	3,936,611
資産合計	18,489,054	自己株式	△205,931
		評価・換算差額等	164,630
		その他有価証券評価差額金	164,630
		純資産合計	10,648,136
		負債・純資産合計	18,489,054

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年2月21日から
2023年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		30,321,103
売上原価		21,361,286
売上総利益		8,959,817
営業収入		8,959,817
不動産賃貸収入	622,867	622,867
営業総利益		9,582,684
販売費及び一般管理費		8,830,831
営業利益		751,852
営業外収益		751,852
受取利息	15,948	
受取配当金	13,217	
受取手数料	12,365	
受取保険金	2,650	
その他	28,720	72,901
営業外費用		72,901
支払利息	3,858	
固定資産売却損	11,096	
固定資産除却損	1,712	
その他	644	17,311
経常利益		807,442
特別損失		807,442
減損損失	82,031	
解約損	29,722	111,754
税引前当期純利益		695,687
法人税、住民税及び事業税	186,678	
法人税等調整額	31,405	218,084
当期純利益		477,603

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年2月21日から
2023年2月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金
			繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,589,850
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△23,123
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,566,727
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	—	—	△107,719
当 期 純 利 益	—	—	—	477,603
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	369,884
当 期 末 残 高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,936,611

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△205,931	10,136,746	161,029	161,029	10,297,775
会計方針の変更による累積的影響額	—	△23,123	—	—	△23,123
会計方針の変更を反映した当期首残高	△205,931	10,113,622	161,029	161,029	10,274,651
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	△107,719	—	—	△107,719
当 期 純 利 益	—	477,603	—	—	477,603
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	3,601	3,601	3,601
当期変動額合計	—	369,884	3,601	3,601	373,485
当 期 末 残 高	△205,931	10,483,506	164,630	164,630	10,648,136

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商 品……………売価還元法による原価法

ただし、物流センターの商品については、移動平均法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物(建物附属設備を除く)

a 1998年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

b 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
旧定額法

c 2007年4月1日以降に取得したもの
定額法

建物以外

a 2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

b 2007年4月1日以降に取得したもの
定率法

c 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～34年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年

(3) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2015年5月13日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止したため、引当金計上額は、制度廃止日に在任している役員に対する廃止日における要支給額であります。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

当社は、主にホームセンター事業における商品の販売を主たる事業としており、商品の引渡時点において総額で収益を計上しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を計上しております。

また、当社は、会員顧客向けポイント制度を採用しており、商品の購入に応じて付与するポイントは、将来当社における商品購入時に利用することができます。付与したポイントを履行義務として識別し、契約負債に計上しております。取引価格は、ポイントの利用及び失効見込み分を考慮した上で、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しております。ポイントの履行義務に配分された取引価格は貸借対照表上「契約負債」として計上し、ポイントの利用及び失効に従い収益を認識しております。

なお、取引の価格は、履行義務を充足してから短期の内に受領し、重要な金融要素は含んでおりません。

【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(本人及び代理人取引に係る収益認識)

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、代理人取引による当該収益を売上高に計上しております。

(カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る収益認識)

販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムによる物品の販売については、従来は販売時に収益を認識するとともに、付与したポイントのうち将来使用されると見込まれる額を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。なお、識別した履行義務については、契約負債に計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は550,578千円、売上原価は369,192千円、売上総利益、営業総利益、販売費及び一般管理費はそれぞれ181,385千円減少しており、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は23,123千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

店舗に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産（注）	4,089,872	50,246

(注) 店舗における有形固定資産の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の本社費配賦後の営業利益が過去2期連続してマイナスとなった場合、土地及び店舗設備等の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものと判定しております。

また、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、適切な権限を有する経営者及び取締役会の承認を得た翌事業年度の事業計画を基礎に算定しております。

当該割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、将来の売上高及び営業費用の増減率です。売上高の増減率は、過去の実績、出店エリアの地域特性等の市場環境、競合他店舗の動向や改装等の施策が織り込まれた事業計画を踏まえて策定しております。また、営業費用の増減率については、インフレなどによるコスト増、店舗人員数、広告や改修等に関する事業計画を踏まえて策定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	14,022千円
土 地	389,524千円
投 資 有 価 証 券	1,629千円
計	405,176千円

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	900,000千円
買 掛 金	97千円
計	900,097千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

7,947,920千円

3. 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した
圧縮記帳額

建 物	9,501千円
-----	---------

【損益計算書に関する注記】

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
店 舗	建物、工具、器具及び備品等	群 馬 県
		埼 玉 県
		東 京 都
		栃 木 県
		千 葉 県
		長 野 県
物 流 セ ン タ ー	工 具、 器 具 及 び 備 品 等	群 馬 県

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各店舗及び賃貸不動産を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件を単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる資産グループについて減損を認識し、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（82,031千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

種 類	減 損 損 失
建 物	40,854千円
工 具、 器 具 及 び 備 品	21,771千円
そ の 他	19,405千円
合 計	82,031千円

なお、減損損失を計上した資産の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価額(売却予定の資産については売却予定価額)又は固定資産税評価額等を合理的に調整した価額に基づき、使用価値は、将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割り引いて算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,586,150	—	—	5,586,150

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	200,192	—	—	200,192

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月11日 定時株主総会	普通株式	107,719	20.00	2022年 2月20日	2022年 5月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2023年5月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	161,578	30.00	2023年 2月20日	2023年 5月19日

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

該当事項はありません。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収入金であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

差入保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合には、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客の信用状況を把握する体制をとっております。

差入保証金については、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額5,640千円）については、記載しておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	486,281	486,281	—
差入保証金	3,256,777	3,180,448	△76,328
合計	3,743,059	3,666,730	△76,328

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	486,281	—	—	486,281

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	3,180,448	—	3,180,448

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております

〔資産除去債務に関する注記〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に、店舗用土地建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から賃借期間終了日までと見積り、割引率は当該使用見込期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	363,685千円
見積の変更による増加	33,284千円
時の経過による調整額	6,603千円
資産除去債務の履行による減少額	△22,889千円
売却による減少	△1,531千円
期末残高	379,151千円

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社は、群馬県その他の地域において、賃貸用の店舗(土地を含む)を有しております。2023年2月期の当該賃貸不動産に関する賃貸損益は260,570千円(賃貸収益は営業収入に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

賃貸不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			決算日における時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
810,289	△68,232	742,056	1,286,052

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度の増減額は、主として店舗改装や設備の取替更新による資産の増加8,700千円と、賃貸契約終了による減少60,373千円、減価償却費による減少14,023千円であります。
 3. 時価の算定方法
 主として、固定資産税評価額等の指標に基づき算定した金額であります。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

確定拠出年金掛金

54,655千円

合計

54,655千円

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、商品評価損の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

〔持分法損益に関する注記〕

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社	アトム総業㈱	(被所有) 直接 5.3	損害保険契約代理業務 役員との兼任	損害保険料等の支払	25,257	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. アトム総業㈱は、当社代表取締役社長関口忠弘の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 損害保険契約代理業務は、当社との間で建物及び商品等について損害保険契約の代理業務を行っており、保険料率その他の付保条件については、一般ユーザーと同様の条件となっております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ホームセンター事業	不動産賃貸事業	
D I Y用品	15,603,699	—	15,603,699
家庭用品	9,296,351	—	9,296,351
カー用品・自転車・レジャー用品	4,911,990	—	4,911,990
その他	509,061	—	509,061
顧客からの契約から生じる収益	30,321,103	—	30,321,103
その他の収益	—	622,867	622,867
外部顧客への売上高及び営業収入	30,321,103	622,867	30,943,970

(注)その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	320,831
契約負債（期末残高）	344,220

契約負債は、主にポイント及び顧客からの前受金によるものであります。ポイントは当社が付与したもののうち、当事業年度末において履行義務を充足していない残高であり、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。前受金は、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額

1,977円01銭

1株当たり当期純利益

88円67銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月3日

株式会社セキチュー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

長野事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 張本 青波

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキチューの2022年2月21日から2023年2月20日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月21日から2023年2月20日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社に財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月10日

株式会社セキチュー監査等委員会

常勤監査等委員 高 木 宏 ㊟

監査等委員 原 口 博 ㊟

監査等委員 小 松 原 卓 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎 3階あかぎ

交 通 JR高崎駅より徒歩18分

電 話 (027) 322-1111

